



発行 東京都

目次

- 東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則…(東京消防庁企画調整部企画課)…一
- 告示
- 規 則
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…三
- 土砂災害警戒区域等の指定……………(建設局河川部指導調整課)…四
- 土砂災害警戒区域等の指定……………(同)…五
- 規 程(交)
- 東京都地下高速電車タッチ決済乗車取扱規程の一部を改正する規程……………七
- 告示
- 東京都教育委員会職員表彰規程に基づく表彰……………(東京都教育委員会)…八

規 則

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十四号

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則

東京消防庁消防吏員服制(平成三年東京都規則第三百八十八号)の一部を次のように

改正する。

別表第一予防服の部冬予防服の項及び夏予防服の項並びに別表第二予防服の部冬予防服の項及び夏予防服の項中

別表第六水難救助隊員服の部上衣の款製式の項中

「階級章等」を「階級章等」に改める。

「襟章」を「階級章等」に改める。

台襟付きシャツカラーのアンダーシャツ型とし、そでは付けそでとする。前中心は、台襟に地質と類似の色のボタン一個を付け、ファスナで留める。そで口は、ファスナ開きとする。左右胸部にふた付きアウトポケットを各一個付け、地質と類似の色のボタンでふたを留める。左そでにペンポケットを付ける。背部には片名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「T O K Y O F I R E D E P T .」と黒色で併記する。

「階級章等」を「階級章等」に改める。

「襟章」を「階級章等」に改める。

シャツ型、台襟付きシャツカラーとする。袖は四枚接ぎとし、袖下に脇身頃続きのマチ切替えを付ける。前中心は、ファスナで留める。袖口は、ファスナ開きとする。左右胸部にファスナ開き片玉縁ポケットを各一個付ける。左袖にペンポケットを付ける。背部には片名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「T O K Y O F I R E D E P T .」と黒色で併記する。左右肩部前側及び背部片名標示の下部に反射性能を有するオレンジ色のパイピングを縫い込む。

め、同表防寒衣の部の次に次のように加える。

衣 務 執		消 防 吏 員 執 務 衣 服 制	
標 識	製 式	地 質	濃紺色の合成繊維の編物とし、一部にオレンジ色を配する。
	台襟付きとし、ボタンダウンとする。半袖とし、前立てに地質と同色のボタンを三個付ける。		
	左胸部に、合成樹脂製で黒の台地に銀色の囲いを施し、銀色で消防章及び「東京消防庁」、「T O K Y O F I R E D E P A R T M E N T」と二行で標記したものを付ける。		

に改

を

別図中(30)を次のように改める。

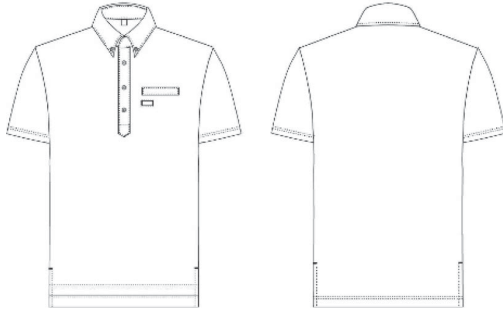
別図中(40)の次に次のように加える。

(41)

執務衣

前面

後面



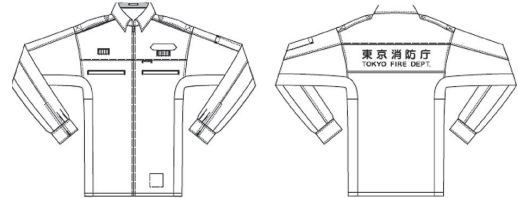
(30)

水難救助隊員服

上衣

前面

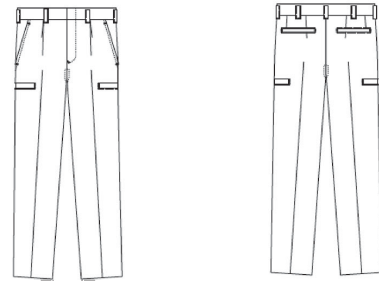
後面



ズボン

前面

後面



(42)

標識(胸章)



附則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による消防吏員水難救助隊員服制中の上衣及びズボンについては、当分の間、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第三百二十八号

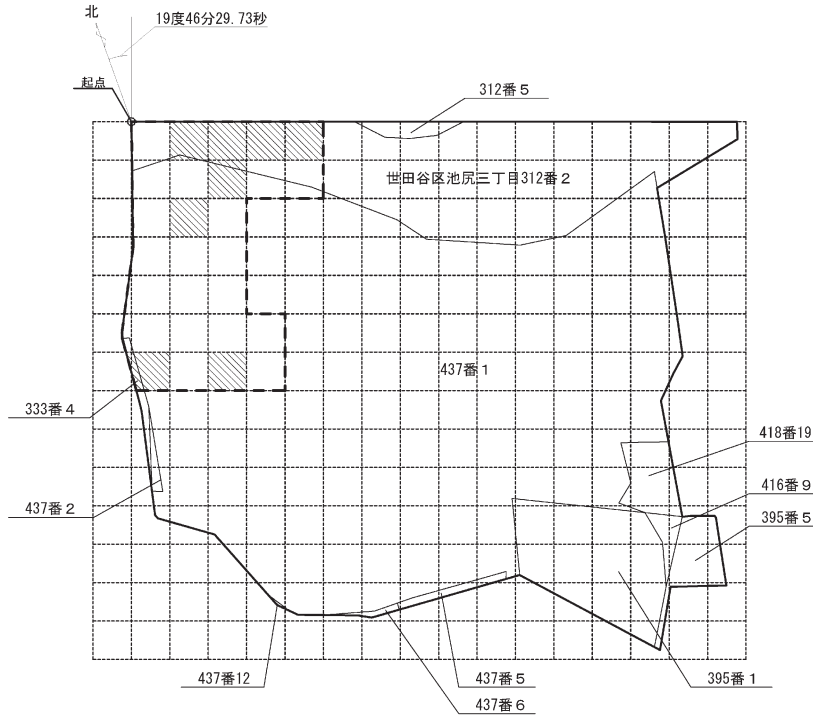
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区池尻三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界
- - - 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、世田谷区池尻三丁目312番2の最北端とする。

【格子の回転角度（19度46分29.73秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百二十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

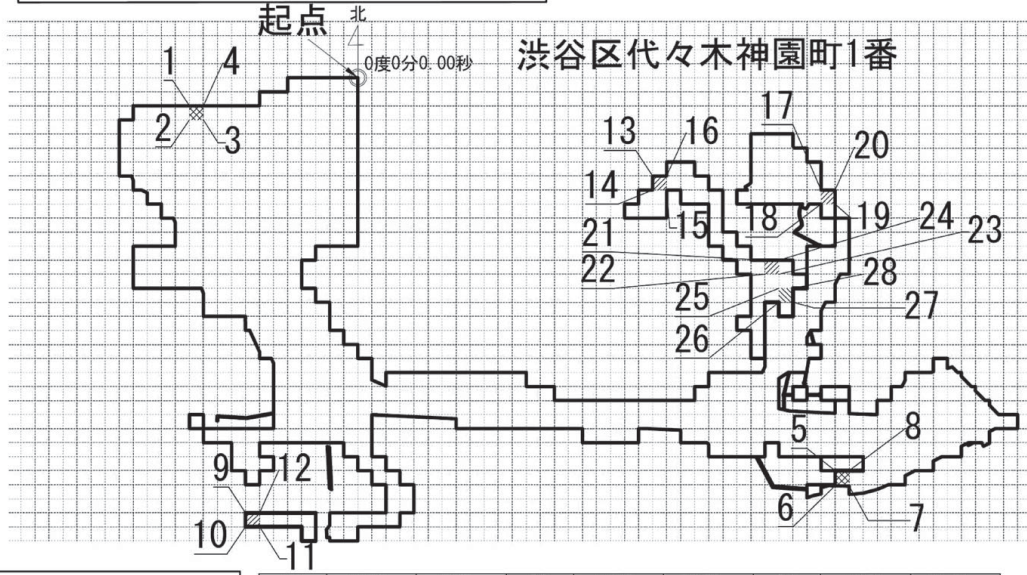
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（渋谷区代々木神園町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

【格子の回転角度(0度0分0.00秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】
 起点は、X座標：-36450.3147、Y座標：-12382.1370とする。

別 図



【凡例】

- 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第1090号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和7年東京都告示第296号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- 単位区画
- 調査対象地

点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標
起点	-36450.3147	-12382.1370	10	-36770.3147	-12462.1370	20	-36530.3147	-12042.1370
1	-36470.3147	-12502.1370	11	-36770.3147	-12452.1370	21	-36580.3147	-12092.1370
2	-36480.3147	-12502.1370	12	-36760.3147	-12452.1370	22	-36590.3147	-12092.1370
3	-36480.3147	-12492.1370	13	-36520.3147	-12172.1370	23	-36590.3147	-12082.1370
4	-36470.3147	-12492.1370	14	-36530.3147	-12172.1370	24	-36580.3147	-12082.1370
5	-36730.3147	-12042.1370	15	-36530.3147	-12162.1370	25	-36600.3147	-12082.1370
6	-36741.0862	-12042.1370	16	-36520.3147	-12162.1370	26	-36610.3147	-12082.1370
7	-36741.3748	-12032.1370	17	-36530.3147	-12052.1370	27	-36610.3147	-12072.1370
8	-36730.3147	-12032.1370	18	-36540.3147	-12052.1370	28	-36600.3147	-12072.1370
9	-36760.3147	-12462.1370	19	-36540.3147	-12042.1370			

※表中の座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第三百三十号

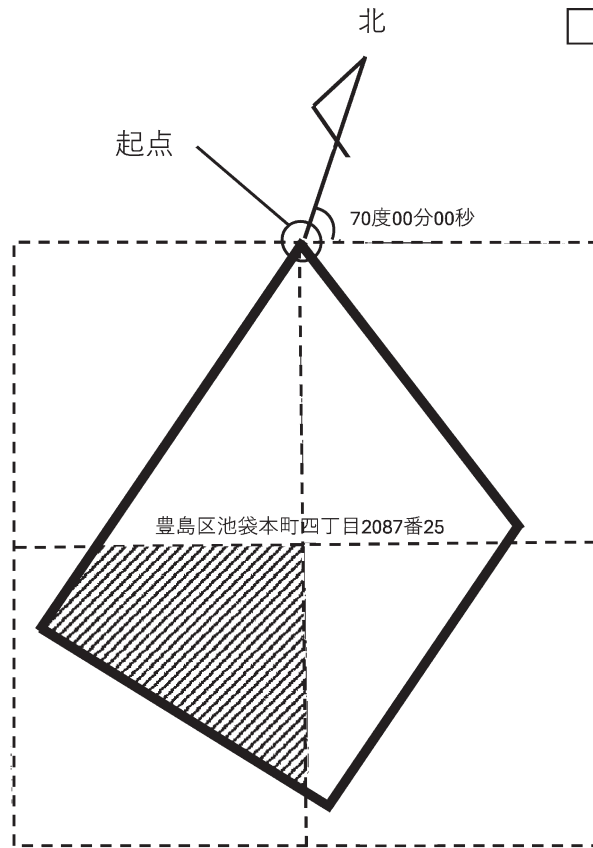
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(豊島区池袋本町四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【起点】

起点は、豊島区池袋本町四丁目2087番25の最北端とする。

【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- ▨▨▨▨ : 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度（70度00分00秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項及び第九條第八項の規定に基づき、平成二十五年東京都告示第四百二十六号、平成二十六年東京都告示第三百九十二号及び平成二十七年東京都告示第五十三号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	野津田町	209001-K006	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		209001-K009		
	図師町	209002-K016		
	下小山田町	209004-K039		
		209004-K051		
忠生二丁目	209005-K061			

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	野津田町	209001-K006	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		209001-K009			
	図師町	209002-K016			
	下小山田町	209004-K039			
		209004-K051			
忠生二丁目	209005-K061				

●東京都告示第三百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	野津田町	209001-K006	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		図師町		
	下小山田町	209004-K039		
		209004-K051		
	忠生二丁目	209005-K061		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	野津田町	209001-K006	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	図師町	209002-K016			
	下小山田町	209004-K039			
	忠生二丁目	209005-K061			

規程(交)

●交通局規程第七号

東京都地下高速電車タッチ決済乗車取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月二十四日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都地下高速電車タッチ決済乗車取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車タッチ決済乗車取扱規程(令和六年交通局規程第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の三号を加える。

八 「相互利用社」とは、タッチ決済乗車について、当局と共通の決済システムを用い相互に旅客運送を行う鉄道事業者をいう。

九 「相互利用社線」とは、前号に規定する相互利用社の路線のことをいう。

十 「東京メトロ線」とは、東京地下鉄株式会社線のことをいう。

第十条第三号中「乗車券」の下に「及び乗車証等」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

2 地下高速電車線と相互利用社線との対応改札機設置駅相互間の都度利用については、第二十二条の規定による。

第十三条中「とする。」を「とし、発着区間の経路が二以上あるときは、旅客運賃が最も低額となる経路を乗車するものとみなして計算する。」に改め、同条に次の一項を加える。

2 旅客は、都度利用について、東京都地下高速電車連絡運輸規程(昭和三十五年交通局規程第十二号)第四条第二項第一号に定める東京メトロ線との連絡運輸の旅客運賃に限り、旅客運賃の割引を請求することができる。第二十条の次に次の一条を加える。

(出場処理未了時の取扱い)

第二十条の二 旅客は、出場処理がされていない決済媒体を使用して入場しようとした場合は、当該媒体に記録された発駅から最遠区間の普通旅客運賃及び第十八条に規定する増運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意がないと当局が認めるときは、旅客から申出のあった乗車区間に対する出場処理を行うものとする。

2 前項ただし書の規定により取り扱う場合で当該出場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとする。第二十二条を次のように改める。

(他社線へ乗り継ぐ場合の都度乗車)

第二十二条 地下高速電車線と相互利用社の路線の取扱区間内を連続して乗車する場合に限り、タッチ決済乗車の取扱いを行うものとする。

2 前項に定める相互利用社は次のとおりとする。

- 小田急電鉄株式会社
株式会社小田急箱根
京王電鉄株式会社
京浜急行電鉄株式会社

- 相模鉄道株式会社
西武鉄道株式会社
東急電鉄株式会社
東京地下鉄株式会社
東武鉄道株式会社
横浜高速鉄道株式会社

3 第八条から第十条まで、第十四条、第十七条、第十八条、第二十条及び第二十条の二の規定は、地下高速電車線と相互利用社線とを連続して乗車するときに準用する。第二十三条中「前条に定める他社線」を「相互利用社線」に、「他社線内」を「相互利用社線内」に、「他の鉄道事業者」を「当該相互利用社」に改める。第二十四条を次のように改める。

(他社線へ乗り継ぐ場合の運賃)

第二十四条 地下高速電車線と相互利用社線の取扱区間内を連続して乗車するときは、実際に乗車した経路に基づき、各相互利用社で定める大人片道普通旅客運賃の計算方法による運賃を合算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を計算することができる。

3 相互利用社が割引を適用する旅客運賃の区間を乗車した場合には、当該相互利用社が定める割引運賃を出場時に適用する。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(他社線と乗り継ぐ場合の割引の適用)
第二十五条 第十三条に規定する旅客運賃の計算方法は、地下高速電車線及び東京メトロ線それぞれの片道普通旅

客運賃を合算した額から七十円を差し引いた額とする。
 この場合、発着区間の経路が二以上あるときは、旅客運賃が最も低額となる経路を乗車したものとみなして計算する。ただし、次の各号に該当するときは、旅客は第十三条第二項に規定する旅客運賃の割引を請求できない。
 一 東京メトロ線との接続駅で乗換のための出場から再入場までの時間が六十分を超えたとき。
 二 東京メトロ線との接続駅の対応改札機による処理が行われなかったとき。

(複数の他社線を乗り継ぐ場合の効力)

第二十六条 相互利用社以外の事業者の路線との接続駅において改札を受けることなく乗り継ぐときは、タッチ決済乗車は無効とする。この場合、旅客は、次の各号に定める方法で運賃を支払い、決済媒体への処理を受けなければならぬ。
 一 当該相互利用社以外の事業者の路線との接続駅から実乗車区間に対する普通旅客運賃と鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第三十四条第一項第四号に掲げる料金(以下「鉄道駅バリアフリー料金」という。)とを合わせた旅客運賃を下車駅で現金等により支払うこと。

二 地下高速電車線及び相互利用社線内の実乗車区間に対する普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた旅客運賃を現金等により支払うこと。
 三 前号の旅客運賃取受の際、出場処理が未了の決済媒体を提出し、発駅情報の消去処理を受けること。

2 相互利用社線に乗り継ぐ場合であっても、対応改札機未設置駅において出場するときは、タッチ決済乗車は無効とする。この場合、旅客は、次の各号に定める方法で運賃を支払い、決済媒体への処理を受けなければならない。
 一 相互利用社線内の実乗車区間に対する普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金を合わせた旅客運賃を下車駅で現金等により支払うこと。
 二 対応改札機設置駅において、出場処理が未了の決済媒体を提出し、発駅情報の消去処理を受けること。

公 告

この規程は、令和八年三月二十五日から施行する。
 二 対応改札機設置駅において、出場処理が未了の決済媒体を提出し、発駅情報の消去処理を受けること。
 附 則

東京都教育委員会職員等の表彰について

東京都教育委員会職員表彰規程(昭和二十七年東京都教育委員会訓令甲第九号)第一条及び第二条の規定に基づき、令和八年一月十九日に表彰された者は、次のとおりである。

令和八年三月二十四日

東京都教育委員会

一 個人表彰(教職員・立志賞)

氏 名	職 名	学 校	主 な 取 組
小 小	学 校 教 諭	文京区立小日向台町小学校	授業改善・教科研究・保護者連携への熱心な取り組み
岩崎 夏芽	学 校 教 諭	葛飾区立上小松小学校	児童の可能性を広げる豊かな学びへの熱心な取り組み
小野 寛太	教 諭	福生市立福生第六小学	音楽科教科指導
麻生 伸子	教 諭	福生市立福生第六小学	音楽科教科指導

桑子 友美
 武蔵村山市立第一小学校主任教諭
 ・学校運営への熱心な取組
 音楽教育を通じた誰一人取り残さない学校づくりへの熱心な取組

池之迫 臣
 台東区立柏葉中学校主任教諭
 生徒に寄り添った特別支援教育への熱心な取組
 音楽科教科指導・休日部活動地域移行への熱心な取組

堀江 真太郎
 江東区立第三亀戸中学校教諭
 地理歴史科教科指導への熱心な取組

川島 愛
 東京都立桜修館中等教育学校教諭
 主 な 取 組
 地理歴史科教科指導への熱心な取組

宮川 亜実
 東京都立墨東特別支援学校教諭
 重度重複障害児への指導・部活動指導への熱心な取組

岡部 多悟
 東京都立水元小台学園教諭
 国語科教科指導・分掌業務・サッカー部活動指導への熱心な取組

林 悠太郎
 東京都立水元小台学園教諭
 教育課題解決への熱心な取組

二 個人表彰(教職員)		
氏名	職名	主たる功績
菊地 優菜	東京都立光明学園教諭	授業力向上への熱心な取組
星野 曜	東京都立志村学園教諭	支援機器を活用した美術指導の工夫への熱心な取組
丹野 智治	文京区立誠之小学校主任教諭	教科指導・保護者対応を通じた人材育成、ICT教育機器の活用推進
柳 祐三恵	台東区立浅草小学校主任教諭	組織的な学校運営の推進
横須賀 咲子	台東区立浅草小学校指導教諭	算数科を中心とした研究活動の推進
正木 綾	江東区立豊洲西小学校主幹教諭	こども主体の授業づくりの推進
山崎 敏哉	世田谷区立山崎小学校主幹教諭	校務分掌を通じた学校改善、奉仕活動の推進
高橋 ゆか	荒川区立瑞光小学校主任教諭	人権教育の推進
滝澤 一弥	荒川区立第三瑞光小学校指導教諭	算数科教育の推進、ワールドスタールへの貢献
佐々木 麻梨子	荒川区立第三日暮里小学校主任教諭	幼保小の円滑な接続を図るための異校種間理解の普及推進
鈴木 貴代美	荒川区立峡田小学校主幹教諭	道徳科教育の推進
宇田川 鉦介	板橋区立北野小学校主幹教諭	体育科教育の推進、学校運営の推進
村越 優子	葛飾区立上千葉小学校主任教諭	体育科教育・人材育成・学校運営の推進
稲田 国昭	葛飾区立半田小学校主幹教諭	学校運営の推進、若手教師塾・教育研究奨励研究への貢献、地域の伝統芸能学習の推進
猪瀬 守恵	葛飾区立細田小学校主幹教諭	音楽科教育の推進、学校運営の推進
柳沼 奨	江戸川区立中小岩小学校主幹教諭	体育科教育の推進
鈴木 恒太	八王子市立第一小学校主任教諭	合唱団部活動指導の充実
山口 正伸	八王子市立清水小学校主幹教諭	体育科教育の推進、学校運営の推進
本間 智也	八王子市立鍵水小学校主幹教諭	体育健康教育の推進
堀口 美波	武蔵野市立第四小学校養護教諭	善行(人命救助)の推進
佐藤 寛子	町田市立町田第一小学校指導教諭	道徳科教育の推進
上阪 紘也	小金井市立小金井第二小学校教諭	善行(人命救助)の推進
原 ひとみ	小金井市立小金井第二小学校養護教諭	善行(人命救助)の推進
櫻坂 浩美	福生市立福生第四小学校主幹教諭	生活指導・低学年指導の充実、特別支援教育の推進
大竹 寛子	福生市立福生第五小学校主任教諭	学校運営の推進、学力向上のための授業改善の推進
藤橋 研	福生市立福生第六小学校主任教諭	指導力向上の推進、学校運営の推進
三木 謙太郎	武蔵村山市立第八小学校指導教諭	算数科教育の推進
鈴木 雅之	稲城市立南山小学校主幹教諭	小学校教科担任制導入への貢献
氏名 中	職名	主たる功績
多田 和真	文京区立第八中学校主幹教諭	研究活動の推進
藁谷 絢子	文京区立本郷台中学校主任養護教諭	特別支援教育の推進
増山 麻衣	台東区立浅草中学校主任教諭	特別支援教育の推進、生徒会・ボランティア活動・教科指導の充実、若手職員の育成
深沢 享史	世田谷区立深沢中学校主幹教諭	キャリア教育の推進
猪口 正和	杉並区立西宮中学校指導教諭	美術科教育の推進
尾内 紀之	板橋区立上板橋第二中学校主任教諭	理科教育の推進、指導力向上を通じた学校運営の推進
栗野 彰子	葛飾区立青葉中学校主任教諭	音楽科教育の推進、学校運営の推進

氏名	佐藤 綾	八王子市立第四中学校 主幹教諭	小中一貫教育の 推進
氏名	新井 涼子	府中市立府中第二中学 校主任教諭	指導力向上の推 進
氏名	佐々木 由美	東村山市立東村山第五 中学校主任教諭	音楽部活動の 充実、社会教育 としての地域の 音楽活動の発展
氏名	艸川 幸治	国分寺市立第五中学校 主幹教諭	体育健康教育・ コーデイネー ショントレーニ ングの推進
氏名	豊原 成一郎	福生市立福生第二中学 校主幹教諭	発達支持的生徒 指導の推進
氏名	渡部 和香子	多摩市立東愛宕中学校 主任教諭	長期欠席の生徒 への支援の充実
氏名	木村 和久	東京都立葛飾商業高等 学校主任教諭	主たる功績 商業科教育の推 進
氏名	小町 孝太郎	東京都立五日市高等学 校主幹教諭	生徒相談委員会 の基盤整備、特 別支援教育の推 進
氏名	東濱 卓	東京都立五日市高等学 校主任教諭	商業科教育の推 進
氏名	小野 陽子	東京都立練馬特別支援 学校主任養護教諭	健康指導の推進
氏名	三 個人表彰(管理職)		
氏名	伊藤 栄司	千代田区立お茶の水小学校長	
氏名	岡部 君夫	中央区立泰明小学校長	
氏名	浮津 健史	中央区立常盤小学校長	
氏名	石井 正広	新宿区立四谷小学校長	
氏名	西幅 孝弘	文京区立窪町小学校長	
氏名	瀧島 和則	台東区立浅草小学校長	
氏名	伊東 悌夫	台東区立金竜小学校長	
氏名	浮津 あゆみ	墨田区立緑小学校長	
氏名	佐藤 勝行	江東区立豊洲北小学校長(統括校 長)	
氏名	村尾 勝利	目黒区立東山小学校長(統括校 長)	
氏名	日下 勝豊	目黒区立不動小学校長	
氏名	寺崎 晶子	世田谷区立松沢小学校長(統括校 長)	
氏名	岡本 賢二	中野区立江古田小学校長	
氏名	檜垣 盛喜	練馬区立大泉第六小学校長	
氏名	井上 龍夫	足立区立亀田小学校長	
氏名	津田 昌明	葛飾区立青戸小学校長	
氏名	石田 栄司	葛飾区立南奥戸小学校長	
氏名	山下 靖雄	江戸川区立船堀小学校長	
氏名	内井 利樹	府中市立小柳小学校長	
氏名	出町 桜一郎	国分寺市立第一小学校長	
氏名	高瀬 智子	福生市立福生第一小学校長(統括校 長)	
氏名	関口 寿也	多摩市立連光寺小学校長	
氏名	田中 淳志	あきる野市立東秋留小学校長	
氏名	石坂 隆文	瑞穂町立瑞穂第一小学校長	
氏名	中野 有一郎	渋谷区立原宿外苑中学校長	
氏名	松本 彰弘	板橋区立加賀中学校長	
氏名	齋藤 由美子	足立区立千寿桜堤中学校長	
氏名	仙北谷 仁策	八王子市立みなみ野中学校長(統括 校長)	
氏名	木下 英典	三鷹市立第二中学校長	
氏名	高橋 博幸	町田市立忠生中学校長	
氏名	和田 栄治	日野市立日野第一中学校長(統括校 長)	
氏名	黒田 宏一	国立市立国立第二中学校長	
氏名	杉本 ひとみ	稲城市立稲城第二中学校長	
氏名	辻 康一	西東京市立田無第一中学校長	
氏名	小高 潤子	東京都立小山台高等学校長(統括校 長)	
氏名	並木 信治	東京都立志村学園校長(統括校長)	
氏名	四 団体表彰		
氏名	小学校等の名称	主たる功績	
氏名	文京区立指ヶ谷小学校	ICT教育の推進	
氏名	台東区立浅草小学校	地域で学ぶ体験学習の推進	
氏名	杉並区立松ノ木小学校	教育DX時代に向けた組織 的授業改革の推進	
氏名	東村山市立野火止小学校	人権教育の推進	
氏名	狛江市立狛江第三小学校	インクルーシブ教育の推進	
氏名	多摩市立連光寺小学校	環境教育の推進	

中 学 校	学校等の名称 主たる功績
小 学 校	江戸川区立小岩第二中学校 A L Tと協働した英語教育の推進
学校等の名称 主たる功績	小 学 校 主たる功績
義 務 教 育 学 校	板一中 小中一貫学びの教育施策の推進 リア
学校等の名称 主たる功績	義 務 教 育 学 校 主たる功績
高 等 学 校	八王子市立いずみの森義務教育学校 義務教育学校の運営、地域運営学校としての取組
学校等の名称 主たる功績	高 等 学 校 主たる功績
東京都立篠崎高等学校和太鼓部 全国大会及び国民文化祭への出場に向けた取組	

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、100%再生紙のうえ
リサイクルできます。